



帳簿	特定化学物質使用簿と現在量が合っているか。		
	特定化学物質使用簿は、特定化学物質使用状況届と一致しているか。		
	特定化学物質管理簿と保管している特定化学物質が一致しているか。		
廃棄	使用後は、適正に廃棄しているか。		
	5年以上使用されていない特定化学物質について、廃棄の検討が行われているか。		


附 則

この細則は、公布の日から施行する。